

京都市告示第73号

京都市国民健康保険条例第14条第1項及び第14条の6第1項に規定する保険料率は、次のとおりとし、平成16年4月1日から適用します。

平成16年4月1日

京都市長 榎本 頼兼

1 第14条第1項に規定する保険料率（基礎賦課額）

- (1) 所得割 100分の669
- (2) 被保険者均等割 35,500円
- (3) 世帯別平等割 24,200円

2 第14条の6第1項に規定する保険料率（介護納付金賦課額）

- (1) 所得割 100分の126
- (2) 被保険者均等割 8,880円
- (3) 世帯別平等割 4,520円

(保健福祉局生活福祉部保険年金課)